

(四) (略)

(五) 職業安定法第四条第一項に規定する特定募集情報等提供事業者は、同法第五条の五の規定に基づき、及び職業紹介事業者等指針第五を踏まえ、労働者になろうとする青少年の個人情報を適切に取り扱うこと。

(三) (略)

(四) 募集情報等提供事業者は、労働者になろうとする青少年の個人情報の収集、保管及び使用を行うに当たっては、職業紹介事業者等指針第四の二を踏まえること。また、募集情報等提供事業者は、職業紹介事業者等指針第四の二を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、労働者になろうとする青少年の個人情報の適正な管理を行うこと。

なお、募集情報等提供事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十

七号) 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者(以下この四において「取扱事業者」)

という。に該当する場合には、同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

また、取扱事業者に該当しない場合であっても、取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

(六) (略)

虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行つた場合は、職業安定法第六十五条第九号の規定により、罰則の対象となること。

四一八 (略)

四一八 (略)

## ○厚生労働省告示第三百五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信  
(傍線部分は改正部分)

改

正

後

改

正

前

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療  
一〇四一 (略)  
一〇四二 削除

四一二一六十五 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療  
一〇四一 (略)  
一〇四二 削除

四一二一六十五 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療  
一〇四一 (略)  
一〇四二 削除

除が可能な膀胱がん(七十歳以上八十歳未満の患者に係るものに限る。)

## ○厚生労働省告示第三百六号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	
				改
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)第十六条第一項、国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十年法律第二百一十九号)第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(昭和五十九年厚生省告示第百七十二号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日以後の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、令和五年二月二十八日以前に行われた診療に係る診療報酬請求書であつて、国民健康保険法第四十五条第五項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第四項の規定に基づき国民健康保険団体連合会が審査に関する事務の委託を受けるものについては、なお従前の例による。				
令和四年九月三十日				
厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分)				

	改	正	後	
				改
○厚生労働省告示第百四十七号				
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)第十六条第一項、国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十年法律第二百一十九号)第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(昭和五十九年厚生省告示第百七十二号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日以後の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、令和五年二月二十八日以前に行われた診療に係る診療報酬請求書であつて、国民健康保険法第四十五条第五項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第四項の規定に基づき国民健康保険団体連合会が審査に関する事務の委託を受けるものについて、なお従前の例による。				
令和四年九月三十日				
厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分)				

	改	正	後	
				改
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)第十六条第一項、国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十年法律第二百一十九号)第七十条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書(当該診療報酬明細書に係る部分に限る)による。				
一 入院に係る診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が三十八万点(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二の規定に基づく特定機能病院及び同法第四条の三の規定に基づく臨床研究中核病院にあつては、三十五万点)以上のもの				
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)第十六条第一項、国民健康保険法(昭和三十二年法律第二百九十一号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十年法律第二百一十九号)第七十条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書(当該診療報酬明細書に係る部分に限る)による。				
一 診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号及び第三号において同じ)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が三十八万点以上もの				